

# UNION NEWS

東海旅客鉄道労働組合

 東京本部 〒108-0075 東京都港区港南2-1-95 (03)6718-1251  
 JR東海品川ビル3F  
 名古屋本部 〒453-0002 名古屋市中村区名駅1-1-13 (052)586-3127

JR東海ユニオン

(1部20円)組合員の購読料に含む

発行人 鎌田 隆司 / 編集人 伊藤 大輔

<https://jrtu.jp>

## 会社発足以来最高となる月例賃金総額19,000円の賃金引き上げ (標準乗数「4」の定昇完全実施、35歳ポイント基本給10,500円引き上げ、職務手当の見直し等) 夏季手当3.1箇月 満額支給！！

### 中央執行委員会見解

JR東海ユニオンは、3月19日の団体交渉において、2026年度新賃金及び夏季手当について、会社発足以来最高となる月例賃金総額19,000円の賃金引き上げ（「標準乗数4とする定期昇給の年度初完全実施」、「35歳ポイントの基本給10,500円引き上げ」、「職務手当の見直し」等）、「夏季手当3.1箇月支給」とする会社回答を引き出した。

2026春季生活闘争にあたっては、組織内及び産別での議論を踏まえ、中央委員会での機関決定を経て要求内容を確認した。2月5日の申し入れ以降、要求趣旨に則り、会社と真摯な議論を重ねる中で、組合員の弛まぬ努力によって生産性の向上と利益水準の押し上げを成し遂げてきたことを、改めて労使で確認してきた。そのうえで、私たちは、「人財こそ最大の財産」との絶対的価値観の下、未来を見据えた「人財への投資」を掲げ、賃金面での前進を基軸とする労働条件の向上に取り組んできた。あわせて、組合員が安心して意欲高く当社の社会的使命を果たし続けられるよう、満額回答の必要性を強く主張してきた。

そして本日、会社回答として、「標準乗数4とする定期昇給の年度初完全実施」を確保するとともに、全組合員に恩恵が及ぶことから徹底的にこだわってきた純ペアについては、JR東海ユニオン発足以来最高額となる「35歳ポイントの基本給10,500円引き上げ」を引き出した。この水準は、直近1年間の物価上昇率を上回るとともに、生産性向上分も加味した賃金引き上げとして、会社が「人財への投資」として応えたものと受け止めている。今後も経営体力の再強化等の取組みにより、更なる生産性向上に努め、継続的な賃上げの実現に全力で取り組んでいく。

夏季手当については、上期から続いてきた大阪・関西万博輸送の集大成、年末年始輸送の完遂をはじめ、この半期における組合員の奮闘と成果に対し、「3.1箇月」の満額回答を引き出した。日々の安全・安定輸送の確保、付加価値を高めたサービスの提供、安全安心な地域医療の維持、中央新幹線建設の推進、グループ一体となった収益力強化に努めてきたことに対し、夏季手当として過去最高支給月数となる満額回答で応えたものと受け止めている。

また、諸手当等の改善として、職務手当の支給金額の引き上げや支給対象の拡大を実現した。激甚化する災害や酷暑・寒冷下での作業、夜勤・泊勤務を含む不規則勤務、3K作業に対する忌避感の高まり等、業務を取り巻く環境の変化を踏まえ、職務手当のあり方について重点

的に議論を重ねてきた。その結果、「勤務の不規則性や拘束性」、「安全・安定輸送を直接的に担うことにより強いられる高い即応性や緊張感」という二つの観点で会社から示され、各系統の職務実態も踏まえた見直しが図られた。あわせて、当社沿線外に事業エリアが拡大する状況を踏まえ、「自転車等通勤者の通勤手当見直し」についても改善が図られた。その一方、職務手当、通勤手当のいずれについても、なお課題が残されているため、今後の労使交渉・協議において継続的に議論を積み重ねていく。

加えて、中央新幹線建設に係る総工事費の見直しを受けて、組合員が将来にわたり安心して意欲高く長く働き続けられる環境を整える観点から、この間労使で志向してきた安定的支給ベースのあり方についても議論を深めた。その結果、「期末手当の支給月数については、安定的支給ベース以上の支給月数を維持してきた例年の支給実績を踏まえつつ、人材は最大の経営資源という考えの下、社員の貢献に報いるべく、引き続き社員が安心して意欲高く働くことができる賃金の水準を維持していく」との見解を引き出した。これは、健全経営と安定配当を維持していく方向性を示したものと受け止めており、組合員の将来不安の払拭につながるものである。

以上のとおり、今次春闘においては、賃金面での前進と諸課題に関する議論の深度化を確認した。要求に届かなかった点や積み残した課題はあるものの、この間の組合員の献身的な取組みと努力、そして想いに対し、会社が真摯に向き合い、組合員の貢献に報いる内容であることを確認し、中央執行委員会は本回答をもって妥結を判断した。

2026春季生活闘争では、各職場において昼夜を問わず奮闘し、安全・安定輸送、医療の安全、会社の発展を支えてきた組合員の想いの詰まった檄布・檄色紙・檄FAX・檄Tシャツ・檄ムービーや春闘集会等の取組みを通じ、これまでにない規模の激励の声が寄せられた。さらに、各級機関が労使協議等に精力的に取り組み、全組織一体となって総がかりの春闘を創り上げたことは、組織強化の面でも大きな成果であった。

力強く交渉を支えていただいたすべての組合員、関係者に心から感謝を申し上げる。引き続き、「ハートフルカンパニーの実現」に向けて、今次交渉において積み残した課題の解決に全力で取り組む決意を表明し、妥結にあつたの中央執行委員会見解とする。


 2026年3月19日  
 東海旅客鉄道労働組合  
 中央執行委員会


新幹線地本



静岡地本



名古屋地本



関西地本

# 会社：回答にあたって

- 社員の皆さんが、日々、安全・安定輸送の確保や各種施策の推進に尽力されていることにより感謝します。
- 2026年度の新賃金においては、当社の経営状況や物価上昇等の世間情勢、安全・安定輸送を支えている社員が引き続き意欲高く業務に邁進していくことへの期待等を踏まえ、以下の賃金改善を実施いたします。
- 具体的には、定期昇給を標準乗数4で実施することに加え、基本給を35歳ポイントで**10,500円**引き上げることとしました。更に、勤務の不規則性や拘束性があり、安全・安定輸送に直結し高い即応性や緊張感が求められる駅係員、車両・施設、電気系統等について、**一部支給区分における職務手当を増額します。**
- 夏季手当については、通期の業績予想を踏まえれば2025年度下期の業績も高水準となる見通しであることから、過去最高の支給月数となる**3.1ヵ月**を支給します。
- 引き続き、社員一人ひとりが能力を高め、求められる役割に応じて力強く業務に取り組み、安全・安定輸送を継続して確保しつつ、会社全体として更なる成果を出していくことを強く期待しています。

## 2026年度 新賃金

定期昇給 4,800円 (1.4%)	基本給引上げ 10,500円 (3.1%)	職務手当等見直し 3,700円 (1.1%)
--------------------------	-----------------------------	------------------------------

賞上げ合計  
19,000円  
(5.6%)

※基本給引上げは35歳ポイントの金額、職務手当等見直しは組合員平均の金額（職務手当等見直しには、出向作業手当及び通勤手当の見直しも含まれる）

## 2026年度 夏季手当

過去最高月数の夏季手当を支給します

支給月数	支給額
3.1ヵ月	1,082,800円



※支給額は今回の新賃金を反映した35歳ポイントの基準内賃金の金額を基に算出

## <2026春闘で得られた主な成果および確認出来た事項>

- ・自転車等通勤者の通勤手当区分等の見直しを確認（45km以上の区分を新設、一部区分の手当額の増額）
- ・リロクラブにおけるTDR・USJの利用回数について、各4回から計8回に変更することを確認
- ・別居手当の支給対象となる社員の家族が、当該社員の単身赴任中に、持家や家族用住宅など一般補給金を受給していない住宅から賃貸住宅に転居した場合でも当該賃貸住宅に対して一般住宅補給金を支給できるようルールを見直すことを確認
- ・山梨(甲府)地区において単身者用借上げ住宅老朽化の状態に応じ、順次会社負担で新しい住宅へ転居を実施していることを確認
- ・接客制帽について、夏用制帽を通年利用とし、額が触れる部分が着脱・洗濯可能になるなど、通気性・快適性・メンテナンス性が向上したことを確認

## 自転車等通勤者の通勤手当見直し

- 自転車等で通勤する社員の通勤手当額を変更します。また、中央新幹線の工事事務所や在来線の山間線区等の遠隔地で働く社員において長距離の自動車通勤が発生しやすいことを考慮し、45km以上の区分を新設し、長距離で自動車通勤する方への支給を拡大します。

## 見直しの内容

2026年4月1日施行（両日以降申請可）

※4月3日から適用する場合は事業発生日を4月1日とし、4月中の申請が必要です。

支給区分	現行・月額	変更・月額
5km未満	2,000	2,000
5km以上10km未満	4,200	4,200
10km以上15km未満	7,100	7,300
15km以上20km未満	10,000	10,400
20km以上25km未満	12,900	13,500
25km以上30km未満	15,800	16,600
30km以上35km未満	18,700	19,700
35km以上40km未満	21,600	22,800
40km以上45km未満		25,900
45km以上50km未満		29,100
50km以上55km未満	24,400	32,300
55km以上60km未満		35,500
60km以上		38,700

## 1 新賃金

- (1) 定期昇給の**標準乗数は4**とする。
- (2) 35歳ポイントの基本給を**10,500円引き上げる**。
- (3) 職務手当等の見直し ※以下参照
- (4) 日直・宿直手当を以下のとおり引き上げる。  
日直手当：5時間を超える場合300円、5時間以内の場合200円  
宿直手当：8時間を超える場合300円、8時間以内の場合200円

## 2 夏季手当

- (1) 支給月数は、**3.1箇月分**とする。
- (2) 支給日は、**6月30日以降準備でき次第とする**。

## 職務手当の見直し

- 職務手当は、職務の内容や過去の経緯等を踏まえて設定されてきましたが、年月を経て、業務を取り巻く環境が変容していることから、勤務の不規則性や拘束性があり、安全・安定輸送に直結し高い即応性や緊張感を強いられる業務に対して、一層手厚く報いることとしました。
- 現業機関において、高い技術力やより良いサービスを提供する力を発揮して安全・安定輸送を支えている社員が、引き続き意欲高く業務に邁進していくことを期待しています。

## 職務手当の見直し（現業） 施行日：2026年7月1日

職名等	手当額(現行)	手当額(改正)
(1) 運輸技師、輸送主任、輸送指導係及び輸送係の職名にある者	18,000円	25,000円
(2) 営業主査、営業主任、営業指導係及び営業係の職名にある者	10,000円	20,000円

※上記のうちフレックスタイム制が適用されている場合は、(1)は月額15,000円、(2)は月額10,000円とする。なお、駅等に勤務する者のうち車務員として一定の経験を有する者に対しては、現行通りの月額30,000円の駅係員手当を支給する。

職名等	手当額(現行)	手当額(改正)
(1) 車両技師、車両技術主任、車両技術係及び車両係のうち運転従事員、乗務員、乗務員	13,000円	25,000円
(2) 施設技師、施設技術主任、施設技術係、施設係、電気技師、電気技術主任、電気技術係及び電気係のうち保守用車等の運転者	11,000円	25,000円
(3) 車両技師、車両技術主任、車両技術係、車両係、施設技師、施設技術主任、施設技術係、施設係、電気技師、電気技術主任、電気技術係及び電気係	10,000円	20,000円
(4) 機械技師、機械技術主任、機械技術係、機械係	5,000円	10,000円

※上記のうちフレックスタイム制が適用されている場合は、(1)(2)は月額15,000円、(3)は月額10,000円とする。なお、(4)においてフレックスタイム制が適用されていない場合は月額20,000円とする。

- 職務手当は、主に現業機関の社員に対して支給されているものですが、これまでも非現業機関においては、現業機関と同質の役割を担っている一部の職務等に対して職務手当を支給してきました。

- 今回の見直しにおいて、非現業機関においても、一部の職務等の手当額を引き上げると共に、各鉄道事業本部・支社の建築工事担当者を新たに職務手当の対象とします。

- また、指令当直員に指定された者に対しては、これまで役付手当を支給してきましたが、今回の見直しを通じて役付手当を廃止し、職務手当を支給します。なお、基準内賃金である役付手当を廃止するため、年間を通じた賃金を勘案して職務手当を設定しています。また、主任職名である者が指令当直員に指定された場合は、主任の役付手当と職務手当を併給します。
- 更に、職務手当の見直しに合わせ、出向作業手当Bの手当額も引き上げます。

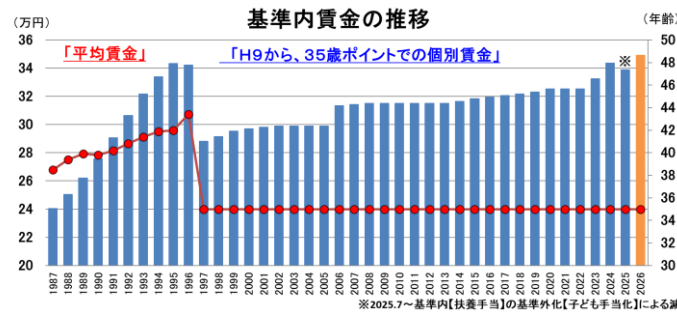
## 職務手当の見直し（非現業等） 施行日：2026年7月1日

職務等	手当額(現行)	手当額(改正)
工事事務所を本務とする者 (主に総務・経理業務に従事する者は除く) 又は、工事事務所兼務者のうち 工事事務所本務者と同等の業務を行う者	5,000円	10,000円
建設工事部（直轄工事担当）	5,000円	10,000円
指令当直員に指定された者	—	25,000円
各鉄道事業本部・支社の建築工事担当者	—	10,000円
出向作業手当B	10,000円	20,000円

※上表のうち詳細な対象者については「参考」職務手当の見直しの詳細を参照してください。

## 2026年度 新賃金の諸元

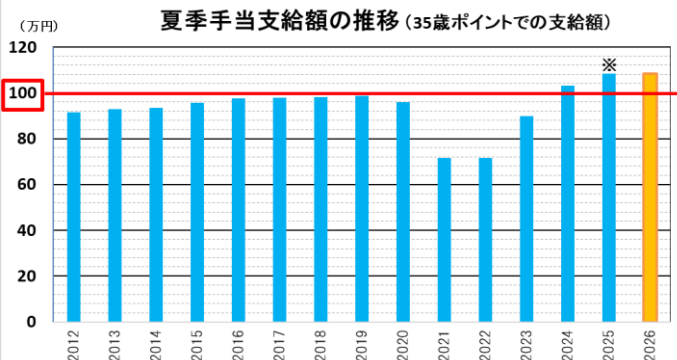
✓35歳ポイント※の**基準内賃金は、349,300円**



## 夏季手当支給額

✓35歳ポイント※で **1,082,800円** 支給

基準額は、基準日（6月1日）現在における基準内賃金及び補償措置額の月額の合計に支給月数を乗じて得た額



※2025.7～基準内[扶養手当]の基準外化[子ども手当化]による減

※35歳ポイントとは・・・会社が示す、35歳 標準的なモデルケース社員

2026春闘を「ONEチーム」で闘い抜いたすべての組合員・ご家族に感謝申し上げます